

学校法人英真学園 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人英真学園（以下「法人」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）ならびに評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員に対する報酬の支給はつぎのとおりとする。

- 一 常勤役員については、毎月一定額の報酬を支給する。ただし、この法人が設置する学校の教職員から選出された常勤役員の場合は、学校の給与体系により学校が支給する。但し担当職務により別途役員報酬を支給することができる。
- 二 非常勤役員については、一定額の役員報酬を支給する。
- 三 寄附行為第6条第1項の第1号による役員については、役員報酬を支給しない。

(報酬額の決定)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、別表1のとおりとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表2のとおりとする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表3のとおりとする。

(賞与)

第4条 役員に対する賞与の支給は、つぎのとおりとする。

- 一 常勤役員については、学校の支給基準と同じとする。
- 二 当該年度の財政状況によっては、これを支給しないことがある。この場合の決定は理事会の意見を聴取し理事会の議決によるものとする。
- 三 非常勤役員には、賞与の支給はしない。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬支給日は、当該学校の教職員の支給日と同日とする。

(報酬の減額)

第6条 任期中に病気その他やむをえない理由により、役員としての職務をはたすことができなくなった場合の報酬は、理事会の意見を聴取し理事会の議決によるものとする。

(報酬の支給停止)

第7条 任期途中で役員を辞した場合は、辞した翌月から報酬の支給をしない。

(報酬支給の延長)

第8条 寄附行為第8条第3項による場合は、その間引き続き従来どおり報酬を支給する。

(慰労金の支給)

第9条 任期満了または任期途中で役員を辞した者については、慰労金を支給することが出来る。

- 2 慰労金の額については、学校法人英真学園役員退任慰労金規程による。

(その他の経費)

第10条 役員が、その職務遂行上必要とした経費は別に支給する。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決を経るものとする。

(細則の制定)

第12条 理事長は、この規程の運用について、必要と認める場合は細則を制定することができるが、理事会の意見を聴取し理事会の議決によるものとする。

(付則)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

令和2年4月1日 私立学校法の改正に伴い、一部を改正追加。同日施行する。

別表1 常勤役員報酬額 *月額(税等を含む)

役職名	1号俸	2号俸	3号俸	4号俸	5号俸
理事長	60万円	63万円	66万円	69万円	72万円
常務理事	50万円	53万円	56万円	59万円	62万円

別表2 非常勤役員報酬額 *7月と12月の年2回支給する。

役職名	報酬額(税等控除後)
非常勤理事	10万円×2回
非常勤監事	10万円×2回

別表3 評議員報酬額 *7月と12月の年2回支給する。

ただし、理事の職にある者及び五号評議員には支給しない。

役職名	報酬額(税等控除後)
第二号及び第三号評議員	5万円×2回
第一号評議員	商品券1万円×2回

学校法人英真学園 役員退任慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は学校法人英真学園（以下「法人」という。）の役員の退任慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退任慰労金の額)

第2条 退任慰労金の額は、別表1のとおりとする。

2 理事長・常務理事については、理事会の意見を聴取し、理事会の議決によるものとする。

(在任期間の計算)

第3条 在任期間の年数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1年に満たない端数が生じたときは切り捨てとする。

2 英真学園高等学校の教職員が理事を兼務した期間は、在任期間に含めない。

(再任等の取扱い)

第4条 役員が、同一の役職の役員に再任されたとき、役職を異にする役員に任命されたときは、引き続き在任したものとみなす。

(退任慰労金の支給)

第5条 退任慰労金は、その退任慰労金から法令による控除をした額を直接本人に支給する。本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号にあっては、同号に掲げる順位による。

1) 配偶者

2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族

2 退任慰労金を受けるべき遺族の内、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決を経なければならない。

(付則) この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

在任期間	金 額 (円)
1年以上 4年未満	100,000
4年以上 8年未満	200,000
8年以上12年未満	400,000
12年以上20年未満	700,000
20年以上30年未満	1,000,000
30年以上	1,300,000